

福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（案）骨子

○条文

第一章 総則

第一条 目的

- ・条例制定の目的

第二条 定義

- ・用語の定義

第三条 屋外保管事業場設置者の責務

- ・適正な保管に必要な措置の実行

第四条 土地の所有者の責務

- ・適正な管理がなされているかの確認

第五条 県の責務

- ・市町村との連携、協力による施策の推進 等

第二章 適正な保管事業場の許可等

第六条 屋外保管の基準

- ・屋外保管事業場の保管基準 等

第七条 屋外保管事業場の許可

- ・申請書の提出 等

第八条 許可の基準

- ・屋外保管事業場の許可基準 等

第九条 許可の更新

- ・5年ごとに許可を更新

第十条 記録の作成等

- ・屋外保管に関する記録の作成

第十一条 変更の許可等

- ・屋外保管事業場の変更許可基準 等

第十二条 勧告及び命令

- ・基準不適合事業場への勧告、命令 等

第十三条 許可の取消し

- ・違反者等への許可取消し

第十四条 屋外保管事業場の譲受け等

- ・事業の譲受け許可 等

第十五条 合併及び分割

- ・合併、分割時の地位の継承

第十六条 相続

- ・相続時の地位の継承

第十七条 現場責任者

- ・現場責任者の設置

第三章 雑則

第十八条 報告徴収

- ・屋外保管状況等の報告 等

第十九条 立入検査

- ・事業場等への立入検査

第二十条 事故時の措置

- ・事故発生時の応急措置の実施 等

第二十一条 許可等に関する意見聴取

- ・申請者等の暴力団員等の有無の照会

第二十二条 知事への意見

- ・暴力団員等の疑いのある者への措置意見

第二十三条 関係行政機関への照会等

- ・関係行政機関への照会、協力、同行の要請

第二十四条 手数料

- ・申請手数料の徴収 等

第二十五条 適用除外

- ・国、自治体等の屋外保管の条例適用除外

第二十六条 市町村の条例との関係

- ・県条例の適用除外

第二十七条 委任

- ・規則への委任

第四章 罰則

第二十八条～第三十条 罰則

- ・懲役や罰金の定め 等

第三十一条 両罰規定

- ・両罰規定の定め

附則

- ・施行期日
- ・既存事業者の経過措置